

## 1 修正のポイント

### (1) 防災基本計画の修正（平成30年6月）に伴う見直し

平成29年7月九州北部豪雨災害や平成30年1月～2月の大雪対応を踏まえた対策、災害救助法や水防法等の関係法令の改正などを踏まえ、防災基本計画が修正されたことから、修正内容について県地域防災計画に反映

### (2) 県の防災施策を踏まえた修正

#### 栗駒山火山避難計画の策定（火山災害対策編）

栗駒山火山防災協議会で栗駒山の噴火警戒レベルの推移に応じた住民や登山者等の円滑な避難行動や防災関係機関等の具体的な防災対策が行われるよう定めた栗駒山火山避難計画の内容を反映

### (3) その他所要の見直し

#### ア 気象情報関連の修正

- 警報の危険度分布の概要、警報級の可能性の追加
- 記録的短時間大雨情報説明の修正
- 津波関連表の修正
- 週間火山概況の削除

#### イ 岩手県災害警戒本部要領改正に伴う修正

岩手県災害警戒本部設置時に現地連絡員派遣できることを追記

## 2 主な修正内容

### (1) 防災基本計画の修正（平成30年6月）に伴う見直し

#### ア 関係法令の改正を踏まえた修正

##### (ア) 迅速な救助の実施（災害救助法）

救助を実施する国の指定を受けた政令指定都市と都道府県による連絡調整の実施を規定  
【第3章第14節、第17節、第20節】【本編P47、P54、P55】

##### (イ) 「逃げ遅れゼロ」の実現（水防法等）

- 要配慮者利用施設による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化【第2章第5節】  
【本編P7、P8】
- 国・県等が組織し、ハードソフト対策を総合的一体的に推進する大規模氾濫減災協議会の創設を規定【第2章第13節】【本編P13】

#### イ 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正

##### (ア) 平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた修正

- 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る市町村による避難勧告発令基準の設定【第2章第5節】【本編P7】
- 土砂・流木による危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤や流木被害が発生するおそれのある森林における流木捕捉式治山ダムの設置等の対策強化【第2章第13節、第16節】【本編P12、P17】

##### (イ) 平成30年1月～2月の大雪対応を踏まえた修正

- 道路ネットワーク全体としての機能への影響を最小化するための措置を具体化（予防的な通行規制、タイムライン策定、資機材の整備等による道路交通の確保）【第2章第14節】【本編P14】
- 県、市町村等の相互支援体制等の整備にあたり、実効性の確保に留意することを規定【第3章第1節、第10節】【本編P21、P45】

### (2) 県の防災施策を踏まえた修正

#### 栗駒山火山避難計画の策定（火山災害対策編）

##### ア 栗駒山の火山活動に伴い想定される噴火規模・現象の追加【第1章第7節】【火山編P3、P4】

##### イ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容の変更【第2章第5節、第3章第2節】

【火山編P9～P11】

### ウ 噴火警戒レベルの追加

噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応をレベル1から5の5段階に区分した噴火警戒レベルを策定したことから概要版を追加したこと。【第2章第5節】【火山編P12】

### エ ドローンによる登山者等への情報伝達

火口周辺の登山者等に対しては、ドローン等の新技術も活用し、速やかな情報伝達に努めることとしたこと。【第3章第2節】【火山編P22、P23】

### オ 登山者等の避難誘導・救出

- 火口近くに位置する避難促進施設の施設管理者等は施設利用者や施設周辺の登山者等へ、避難小屋や施設内への緊急退避を呼びかけ、また、市町村や観光協会等と連携し、施設利用者や施設周辺の登山等の規制対象外への避難誘導を行うこととしたもの。【第3章第18節】【火山編P26】
- 緊急下山・避難時の経路は火口から遠くなる方向を基本とするもの。  
また、火口が特定できる場合は、火山活動状況や風向きを考慮し、最も安全な方向とし、火口が特定できない場合は、最寄りの登山道・道路を避難経路とするもの。【第3章第18節】【火山編P27】

### カ 空き家の活用

市町村は管内の空き家情報とその活用について検討を行うこととしたもの。【第3章第23節】  
【火山編P30】

### (3) その他所要の見直し

#### ア 気象情報関連の修正

- 警報の危険度分布の概要、警報級の可能性の追加【第3章第2節】【本編P25～P28】
- 記録的短時間大雨情報説明の修正【第3章第2節】【本編P24】
- 津波関連表の修正【第3章第2節】【本編P33～P37】
- 週間火山概況の削除【火山編第2章第5節、第3章第2節】【火山編P9～P11】

#### イ 岩手県災害警戒本部要領改正に伴う修正

岩手県災害警戒本部設置時に現地連絡員派遣できることを追記【第3章第1節】【本編P21】

#### ウ 県の組織変更等の反映【第3章第4節、第5節、第25節、第28節】

【本編P39～P41、P58、P60】

※ 地震・津波災害対策編、火山災害対策編及び原子力災害対策編についても、本編に準じ必要な見直しを行ったこと。